

第7 軍事研究の推進と科学の自律性の危機

1 安保三文書の中での科学技術の位置付け

国家安全保障戦略において、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要素の一つとして「技術力」が挙げられ、また、国家防衛戦略や防衛力整備計画において、「政策立案機能の強化」、「防衛生産基盤の強化」、「防衛技術基盤の強化」の項目が掲げられるなど、安保三文書において、防衛生産・技術基盤・知的基盤の強化が述べられ、官民の連携強化、経済安全保障政策の促進が打ち出されている。

2 科学技術の軍事的活用、軍事研究支援等

防衛装備庁では、2015年から安全保障技術研究推進制度を開始し、2020年には「先進技術の橋渡し研究」事業を開始していたが、安保三文書を受けて2023年に「防衛技術指針2023」が策定され、それを踏まえて9分野の重要技術課題が取りまとめられ、防衛省と関係省庁が「マッチング事業」を認定することになった。

防衛省が防衛産業への新規参入に力を入れている中、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（D I C A S）が2024年6月に開催され、また、2024年10月、アメリカの国防高等研究計画局（D A R P A）や国防イノベーションユニット（D I U）を参考にして「防衛イノベーション技術研究所」が新設されることになった。

3 日本学術会議の変質企図

政府・与党は、軍事研究目的に否定的な姿勢を示す日本学術会議に対して、介入する動きを示すようになり、2020年10月には菅総理大臣が日本学術会議の推薦する会員候補者のうち6名を任命から除外した。さらに、2022年12月、内閣府が「日本学術会議の在り方についての方針」を発表し、2023年12月には、内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」を発表した。こうした動きは、ナショナル・アカデミーとして備えるべき5つの要件をないがしろにするものであり、日弁連も反対の会長声明を発している。しかしその後、2024年12月には「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が最終報告を政府に提出し、法人化への動きが強まっており、予断を許さない状況にある³⁸。

³⁸ 有識者懇談会報告書を受けて、日本学術会議を特殊法人とする「日本学術会議法」案が国会に提出され、2025年6月11日参議院で可決され成立した。

4 経済安全保障推進法における先端技術開発の官民協力・支援

2022年5月に成立した経済安全保障推進法を受けて、経済安全保障重要技術育成プログラム（通称：K Program）が創設され、令和3年度と令和4年度で合計5000億円もの巨大な予算措置が講じられた。また、2024年5月には、経済安全保障分野にセキュリティー・クリアランス制度を導入する重要経済安保情報保護法が成立し、市民の知る権利やプライバシー権が不当に侵害されるおそれが生じている。

5 小括

こうした産官学連携による軍事研究の加速度的進行は、科学の自律性が危機に直面していることの表れと言える。

1 安保三文書の中での科学技術の位置付け

国家安全保障戦略では、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとして「技術力」を挙げ、官民の高い技術力を安全保障分野に積極的に活用していくと述べている³⁹。

また、「いわば防衛力そのもの」としての防衛生産・技術基盤の強化を掲げ、技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のために、官民の連携を強化すると述べている⁴⁰。さらに、自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進を打ち出している⁴¹。そして、我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤の一つとして、知的基盤の強化を掲げている⁴²。

これを受けて、国家防衛戦略や防衛力整備計画において、「政策立案機能の強化」、「防衛生産基盤の強化」、「防衛技術基盤の強化」の項目が掲げられ、その具体的な方向性が示されている⁴³。

2 科学技術の軍事的活用、軍事研究支援等

防衛装備庁は、防衛分野での将来における研究開発に資することを目的として、先進的な基礎研究に資金を提供する安全保障技術研究推進制度を2015年（平成27年）に開始した。大規模研究課題（タイプS）と小規模研究課題（タイプA及びタイプC）に区分され、1件当たりの研究費は、タイプSが最大20億円／5年、タイプAが最大5200万円／年、タイプCが最大1300万円／年と

³⁹ 「国家安全保障戦略」12頁

⁴⁰ 「国家安全保障戦略」19頁、23頁

⁴¹ 「国家安全保障戦略」26頁

⁴² 「国家安全保障戦略」30頁

⁴³ 「国家防衛戦略」24頁、25頁、26頁、「防衛力整備計画」19頁、21頁、22頁

なっている。2023年（令和5年）までの9年間で165の研究課題が採択されている⁴⁴。

また、安全保障技術研究推進制度で得られた基礎研究の成果などの中から、有望な先進技術を早期に発掘、育成し、防衛装備品の研究開発につなげるために、2020年（令和2年）から「先進技術の橋渡し研究」事業が始まった。安全保障技術研究推進制度が採択された民間の研究者が企画するのに対し、「先進技術の橋渡し研究」は防衛装備庁自らが企画する事業となっている。研究件数は、2020年（令和2年）度が11件、2021年（令和3年）度が15件、2022年（令和4年）度が14件である⁴⁵。

さらに、安保3文書で示された防衛技術基盤の強化の方針を具体化するとして、2023年に「防衛技術指針2023」が策定された。この指針では、「将来にわたり、技術で我が国を守り抜く」という将来像を実現するためのアプローチとして、第1の柱：我が国を守り抜くために必要な機能・装備の早期創製と、第2の柱：技術的優越の確保と先進的な能力の実現を掲げ、それを実現するための手法として、防衛省・自衛隊が必要とする機能・装備を「創る」こと、戦略的な視点で技術を「育てる」こと、様々な科学技術について「知る」ことが必要であると述べている⁴⁶。2023年（令和5年）8月23日に開催された「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（第1回）」⁴⁷では、9分野の重要技術課題（エネルギー、センシング、コンピューティング、情報処理、情報通信、情報セキュリティ、マテリアル、無人化・自律化、機械（構造、設計、推進等））が取りまとめられ、防衛省と関係省庁が「マッチング事業」を認定することになった。令和6年度には、9分野で161件、1805億円の予算が計上されている。

また、防衛省は、防衛産業への新規参入にも力を入れるようになり、2023年（令和5年）から防衛産業参入促進展を開催したり、防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会を設置したりしている⁴⁸。

アメリカ国防総省には、軍事利用を見据えた最先端科学技術の開発及び研究を

⁴⁴ 防衛装備庁ウェブサイト「安全保障技術研究推進制度（防衛省ファンディング）」
<https://www.mod.go.jp/atla/funding.html>

⁴⁵ PDF「先進技術の橋渡し研究」

⁴⁶ 防衛省・自衛隊ウェブサイト「防衛技術指針2023について」

https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/technology_guideline/index.html

⁴⁷ 内閣官房ウェブサイト「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koukyou_infra/index.html

⁴⁸ 防衛装備庁ウェブサイト「防衛産業への新規参入について」

https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_newentry.html

行う国防高等研究計画局（DARPA）という特別機関があり、また先端技術を持った企業と国防省との橋渡しをする役割を担っている国防イノベーションユニット（DIU）という組織があるが、2024年（令和6年）10月1日、これらの組織を参考にして「防衛イノベーション科学技術研究所」が防衛装備庁に新設された⁴⁹。新研究所は、社会を大きく変える防衛イノベーションの創出としてブレークスルー研究を行うとしている。

さらに、2024年（令和6年）4月10日に開催された日米首脳会談では、日米の防衛産業が連携する優先分野を特定するために、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することが表明され⁵⁰、その第1回協議が同年6月9日・10日に日本で開催された⁵¹。

3 日本学術会議の変質企図（任命拒否、組織改編の法改正への動き）

「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せん」（1949年1月22日「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」声明⁵²）ことを誓って1949年（昭和24年）に設立された日本学術会議は、1950年（昭和25年）に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」声明⁵³、1967年（昭和42年）に「軍事目的のための研究を行なわない声明」⁵⁴を発出した。また、2017年（平成29年）には、安全保障技術研究推進制度への対応を含め、「軍事的安全保障研究に関する声明」⁵⁵を発出し、上記2つの声明を継承するとした。

このように軍事目的研究に否定的な姿勢を示す日本学術会議に対して、政府・

⁴⁹ 防衛イノベーション科学技術研究所ウェブサイト

<https://www.mod.go.jp/atla/disti.html#:~:text=%E9%98%B2%E8%A1%9B%E3%82%A4%E3%83%8E%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7>

⁵⁰ 日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/pageit_000001_00501.html

⁵¹ 防衛省・自衛隊ウェブサイト「ウィリアム・ラブランテ米国防次官（取得・維持整備担当）の訪日

https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2024/0609a_usa-j.html

⁵² 日本学術会議ウェブサイト「提言・報告等【声明】」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-01-s.pdf>

⁵³ 日本学術会議ウェブサイト「提言・報告等【声明】」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-49-s.pdf>

⁵⁴ 日本学術会議ウェブサイト「提言・報告等【声明】」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-29-s.pdf>

⁵⁵ 日本学術会議ウェブサイト「提言・報告等【声明】」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-s243.pdf>

与党は政治的に介入する動きを示してきている。2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議の会員について、当時の菅義偉首相は、105名の日本学術会議の推薦者のうち6名を任命から除外した。この点について、日弁連は「日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める会長声明」（2020年10月22日）⁵⁶を発出し、この任命拒否及びこれに関する政府の一連の姿勢が学問の自由に対する脅威とさえなりかねないと指摘している。

ところが、政府は、学術会議会員任命拒否問題の是正をしようとしないうちに、2022年（令和4年）12月に内閣府として「日本学術会議の在り方についての方針」⁵⁷を発表し、その組織改編を試みて一旦頓挫した。そして2023年（令和5年）8月「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を立ち上げ、その「中間報告」を受ける形で、同年12月内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」（以下「大臣決定」という。）⁵⁸を発表した。この大臣決定では、日本学術会議を国から独立した法人とするとした上、会員の選考方針等に意見を述べる外部の有識者からなる選考助言委員会や、会員・連携会員以外の者が過半数を占めて予算・決算、中期的な計画その他の運営に関する重要事項について意見を述べる運営助言委員会、主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する監事や、主務大臣が任命する外部の有識者で構成され業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について中期的な計画の期間ごとに評価を行う日本学術会議評価委員会の設置が企図されている。

日本学術会議は、ナショナル・アカデミーとして備えるべき5つの要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性、独立性）が国際的に広く共有された考え方であることを指摘してきた⁵⁹が、大臣決定については、5要件の制度的保障が不可欠であり、法人化が必ずしも自律性・独立性の強化を意味するものではない等の問題点を指摘している⁶⁰。日弁連も「日本学術会議の独立性・自律性の尊重を求める会長声明」（2024年

⁵⁶ 日本弁護士連合会ウェブサイト「会長声明・日弁連コメント2020年」

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/201022.html>

⁵⁷ 内閣府ウェブサイト「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日）

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/20221206houshin.html>

⁵⁸ 内閣府ウェブサイト「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日）

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/20231222houshin.html>

⁵⁹ 日本学術会議ウェブサイト「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日）

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf>

⁶⁰ 日本学術会議ウェブサイト「声明「政府決定「日本学術会議の法人化に向けて（令和5年12月22日）」に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして～」」（令和6年4月23日）<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-s191-s.pdf>

6月19日)を発出し、大臣決定に反対し撤回を求めた⁶¹。

しかしその後、2024年12月20日に至り、有識者懇談会が「政界最高のナショナルアカデミーを目指して」と題する最終報告書を取りまとめ、公表するに至った。これは、日本学術会議の法人化を前提に、学術会議会員の主務大臣任命は外すとしつつも⁶²、会員選考や活動・運営に外部の有識者からなる委員会の関与の仕組みを制度的に担保する、業務執行や財務状況等を評価・確認する主務大臣任命の評価委員会及び監事を置くなどは中間報告をほぼ踏襲するものといえる。なお、財政については、国が必要な「支援」を行うとともに財源の多様化に向けた取組を要請している。また、新たな学術会議の発足時の会員の選考について、現会員だけによるコ・オプレーションではなく、多様な視点からオープンに幅広く選考する特別な方式が想定されている。2025年の立法課題として検討していく必要がある。⁶³

4 経済安全保障推進法における先端技術開発の官民協力・支援

安全保障の確保に関する経済施策を推進するために、2022年(令和4年)5月11日に経済安全保障推進法(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)が成立した。これを受けて、経済安全保障上重要な先端技術の研究開発を推進する経済安全保障重要技術育成プログラム(通称:K Program)が創設された⁶⁴。このプログラムでは、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が研究開発ビジョンを決定し、これを実現するための研究開発を公募により推進する。このプログラムの実施に必要な経費は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)⁶⁵及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)⁶⁶に設置される基金が用いられる。令和3年度補正予算で2500億円、令和4年度第2次補正予算で2500億円の合計5000億円(文部科学省2500億円、経済産業省2500億円)もの巨大な

⁶¹ 日本弁護士連合会ウェブサイト「会長声明・日弁連コメント2024年」
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240619.html>

⁶² この点、上記中間報告は、主務大臣の任命ではなく、学術会議が選考した候補者がそのまま会員となる仕組みの方が望ましい、としていた。

⁶³ 前注38のとおり、学術会議を特殊法人とする「日本学術会議法」が、2025年6月11日成立した。

⁶⁴ 内閣府ウェブサイト「経済安全保障重要技術育成プログラム」
https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html

⁶⁵ 国立研究開発法人科学技術振興機構ウェブサイト「経済安全保障重要技術育成プログラム」
<https://www.jst.go.jp/k-program/>

⁶⁶ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構ウェブサイト「経済安全保障重要技術育成プログラム」
<https://www.nedo.go.jp/activities/k-program.html>

予算措置が講じられた⁶⁷。

経済安全保障推進法の問題点については、日弁連が「経済安全保障法について政府に対して、法の実施過程において説明責任を尽くし慎重な運用を求める会長談話」（2022年7月25日）⁶⁸において、法の根幹に関わる「経済安全保障」そのものに定義がないこと、政省令等への委任箇所が約130箇所を数え、法の運用過程について予測可能性が保障されていないことなどと指摘しているところである。

また、経済安全保障分野にセキュリティー・クリアランス制度を導入する「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が2024年通常国会に提出され、5月10日に参議院本会議で可決された。この点について、日弁連は「経済安全保障分野にセキュリティー・クリアランス制度を導入し、厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することに反対する意見書」（2024年1月18日）⁶⁹及び「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案についての会長声明」（2024年3月13日）⁷⁰を発出し、国民の知る権利及びプライバシー権の保障の観点から問題点を指摘していた。国会審議において、重要経済安保情報の指定及び解除の適正の確保について定める附則第9条等が新設され、衆参両院の内閣委員会においてそれぞれ22項目の附帯決議がなされたが、前記意見書で指摘した問題点は解消されていない。そこで、日弁連は、改めて「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立に対する会長声明」（2024年5月10日）⁷¹を発出し、市民の知る権利やプライバシー等が不当に侵害されないための対策を講じるよう政府に求めている決意を示している。

5 小括

「安全保障」を錦の御旗にして、産官学連携による軍事研究が加速度的に進んでいる。軍事研究に多額の予算が投入される一方で、基礎研究に十分な予算が回

⁶⁷ 内閣府ウェブサイト「経済安全保障重要技術育成プログラムの予算措置状況について」（令和5年2月8日）https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/program/4kai/siryo2-1.pdf

⁶⁸ 日本弁護士連合会ウェブサイト「会長声明・日弁連コメント2022年」
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220725.html>

⁶⁹ 日本弁護士連合会ウェブサイト「意見書等2024年」
<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/240118.html>

⁷⁰ 日本弁護士連合会ウェブサイト「会長声明・日弁連コメント2024年」
https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240313_2.html

⁷¹ 日本弁護士連合会ウェブサイト「会長声明・日弁連コメント2024年」
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240510.html>

らなかつたり⁷²、人文系を軽視したり⁷³するような動きが見られる。世界の平和や人類の福祉のために貢献すべき科学が戦争目的に従属することにならないか、科学の自律性が危機に直面していると言える。

⁷² 文部科学省ウェブサイト「令和元年版科学技術白書 第1章 新たな知を発見する基礎研究」
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa201901/detail/1418111.htm

⁷³ 文部科学大臣通知「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（平成27年6月8日）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/01/1362382_1.pdf

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。